別表第四中

ブルキナファソ	ボツワナ
CFAフラン	プラ
22,500	355
45,500	715
22,500	355

を

ブルキナファソ	ベナン	ボツワナ
CFAフラン	CFAフラン	プラ
22,500	23,000	355
45,500	46,000	715
22,500	23,000	355

に、

リビア
ディナール
61.00
122.00
61.00

を

リビア	ルワンダ
ディナール	ルワンダ・フラン
61.00	30,300
122.00	60,600
61.00	30,300

に改める。

附　則

この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。

○外務省令第二十二号

旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第二十条第四項、旅券法施行令（平成元年政令第百二十二号）第三条第一項及び旅券法施行令及び領事官の徴収する手数料に関する政令の一部を改正する政令（平成十一年政令第三百八十二号）附則第二条第四項の規定に基づき、国外における旅券手数料の額を定める省令及び領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十二月二十五日

外務大臣　岡田　克也

第一条　国外における旅券手数料の額を定める省令及び領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令（国外における旅券手数料の額を定める省令の一部改正）

国外における旅券手数料の額を定める省令（平成十八年外務省令第四号）の一部を次のように改正する。

別表中

50,000	27,300	27,300	7,300	4,100	11,400	11,400
790	430	430	110	60	180	180

を

50,000	27,300	27,300	7,300	4,100	11,400	11,400
50,000	27,300	27,300	7,300	4,100	11,400	11,400
790	430	430	110	60	180	180

に、

134	73	73	20	11	30	30

を

134	73	73	20	11	30	30
64,700	35,300	35,300	9,400	5,300	14,700	14,700

に改める。

（領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令（平成十二年外務省令第三号）の一部を次のように改正する。

ブルキナファソ	CFAフラン	72,700
ボツワナ	プラ	1,140

ブルキナファソ	CFAフラン	72,700
ベナン	CFAフラン	72,700
ボツワナ	プラ	1,140

リビア	ディナール	195

リビア	ディナール	195
ルワンダ	ルワンダ・フラン	94,100

附則第三項の表中

ブルキナファソ	ボツワナ
CFAフラン	プラ
10,900	171
2,700	43
7,300	114
1,800	29
900	14
900	14

を

ブルキナファソ	ベナン	ボツワナ
CFAフラン	CFAフラン	プラ
10,900	10,900	171
2,700	2,700	43
7,300	7,300	114
1,800	1,800	29
900	900	14
900	900	14

に、

リビア
ディナール
29
7
20
5
2
2

を

リビア	ルワンダ
ディナール	ルワンダ・フラン
29	14,100
7	3,500
20	9,400
5	2,400
2	1,200
2	1,200

に改める。

附　則

この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。